

# ひとり親家庭等のための手当・医療費助成を受給中の方へ

<担当課:子ども総務課>

ひとり親手当を受給中の方は、以下の点にご注意ください。

## 1. 次の場合は、速やかに子ども総務課への届出が必要です。

- 受給者または対象児童が婚姻(事実婚含む)をしたとき(※)  
※法律婚をしていない場合でも、以下の例は事実婚となり、婚姻の意思の有無にかかわらず届出が必要です。事実婚にあたるかどうか不明の場合は、子ども総務課までご相談ください。
  - ・婚姻できる異性と同居したり、生活を共にしているとき(住民票を異動していない場合を含みます)
  - ・婚姻できる異性と住民票が同一住所にあるとき(世帯を別にしていない場合を含みます)
  - ・婚姻できる異性との頻繁な交流があり、生計費の授受が行われているとき
- 受給者または対象児童が住所や氏名を変更したとき(転居、入籍など)
- 受給者と同居している家族等が変更になったとき(両親・兄弟姉妹・子の同居・別居など)
- 児童を新たに扶養するようになったとき(出生など)
- 対象児童を監護しなくなったとき(児童が独立、死亡したときなど)
- 対象児童が受給者以外の父または母と生計を同じくしたとき(同居のほか定期的な訪問があり、生計費の授受がある場合など)
- 対象児童が児童福祉施設等に入所または里親に委託されたとき
- 対象児童が養子(養女)縁組したとき
- 振込先金融機関または口座番号を変更したいとき
- 受給者が死亡したとき
- 【児童扶養手当を受給している場合】受給者、配偶者、対象児童のいずれかが公的年金(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金など)や遺族補償を受給するようになったとき  
※公的年金や遺族補償の支給を過去に遡って受けた場合、児童扶養手当の支給に関して公的年金や遺族補償の支給を受けた年月に遡り支給額の再計算がされ、既に支給済みの児童扶養手当の一部又は全部を返還していただく場合があります。
- 【ひとり親家庭等医療費助成(マル親)を受けている場合】加入している健康保険が変わったとき、他の医療費助成を受けるようになったとき、生活保護受給世帯になったとき
- 【父母の拘禁を理由に手当を受給している場合】刑務所等から出所したとき(仮出所を含む)
- 【父母の遺棄や行方不明で手当を受給している場合】音信不通だった配偶者から連絡や仕送りがあったとき
- 【父母または対象児童の障がいを理由に手当を受給している場合】その障がいの程度(等級など)が変更されたとき
- 【前年度・前々年度課税地が町田市以外の場合】前年度・前々年度所得について税更正したとき

2. 毎年各制度で決められた期限までに現況届を提出する必要がありますので、提出漏れがないようにご注意ください。また、所得審査を行うため、毎年決められた期限(3月中旬)までに税の申告窓口で所得の申告を済ませて下さい。生活保護受給中の方や収入がない方も申告が必要です。現況届の提出や所得の申告が遅れた場合、手当の支払いが遅れることがあります。

3. 戸籍や住民票の異動届(市民課・市民センター)だけではなく、子ども総務課にも届出が必要です。

4. 届出が遅れたこと等により過払いとなった手当や、不正に受けた手当は返還していただきます。

(児童扶養手当法第35条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。)

### 【お問い合わせ先】

町田市子ども生活部子ども総務課

電話042-724-2143

FAX050-3101-8377

### ★「ひとり親家庭のしおり」のご案内★

このしおり(QRコード参照)には、国や都、市等が実施する「ひとり親家庭」に関する情報を幅広く掲載しています。

